

木曽地域公共交通再編事業における運賃（素案）に対する意見募集要領

令和7年（2025年）1月31日

木曽地域公共交通活性化協議会

1 計画等の案の名称 木曽地域公共交通再編事業における運賃（素案）

2 参考資料の名称 木曽地域公共交通再編事業における運賃（素案）

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

（1）木曽広域連合のホームページへの掲載 <https://www.kisoji.com/chiikishinko/boshu/index.html>

（2）次の場所での閲覧及び配付 木曽広域連合 地域振興課（木曽町日義 4898-37）

4 意見等の募集期間 令和7年（2025年）1月31日（金）～令和7年（2025年）2月14日（金）

5 意見等の提出方法及び提出先

（1）郵便の場合 〒399-6101 長野県木曽郡木曽町日義 4898-37 木曽広域連合地域振興課内

木曽地域公共交通活性化協議会事務局

※ 募集期間終日の消印のものまで有効とします。

（2）ファクシミリの場合 0264-23-1052

（3）電子メールの場合 chiikisinkou@union.kiso.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する協議会の考え方と共に「意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

（1）意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。

（2）所定の意見提出様式をご用意しておりますので、適宜ご活用ください。また、この様式に寄らず意見を提出することも可能です。

（3）意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。

（4）意見が長文の場合や大量の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。

（5）電子メールによる意見の提出は、電子メール本文にテキストで記載し、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。

（6）意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。

なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

（7）プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問合せ先：木曽地域公共交通活性化協議会事務局	
木曽広域連合 地域振興課	長野県木曽地域振興局 企画振興課
電話番号 0264-23-1050	電話番号 0264-25-2212
ファックス番号 0264-23-1052	ファックス番号 0264-23-2583
電子メール chiikisinkou@union.kiso.lg.jp	電子メール kisochi-kikaku@pref.nagano.lg.jp